

第8回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 日 時 令和2年5月5日(火) 14:00～

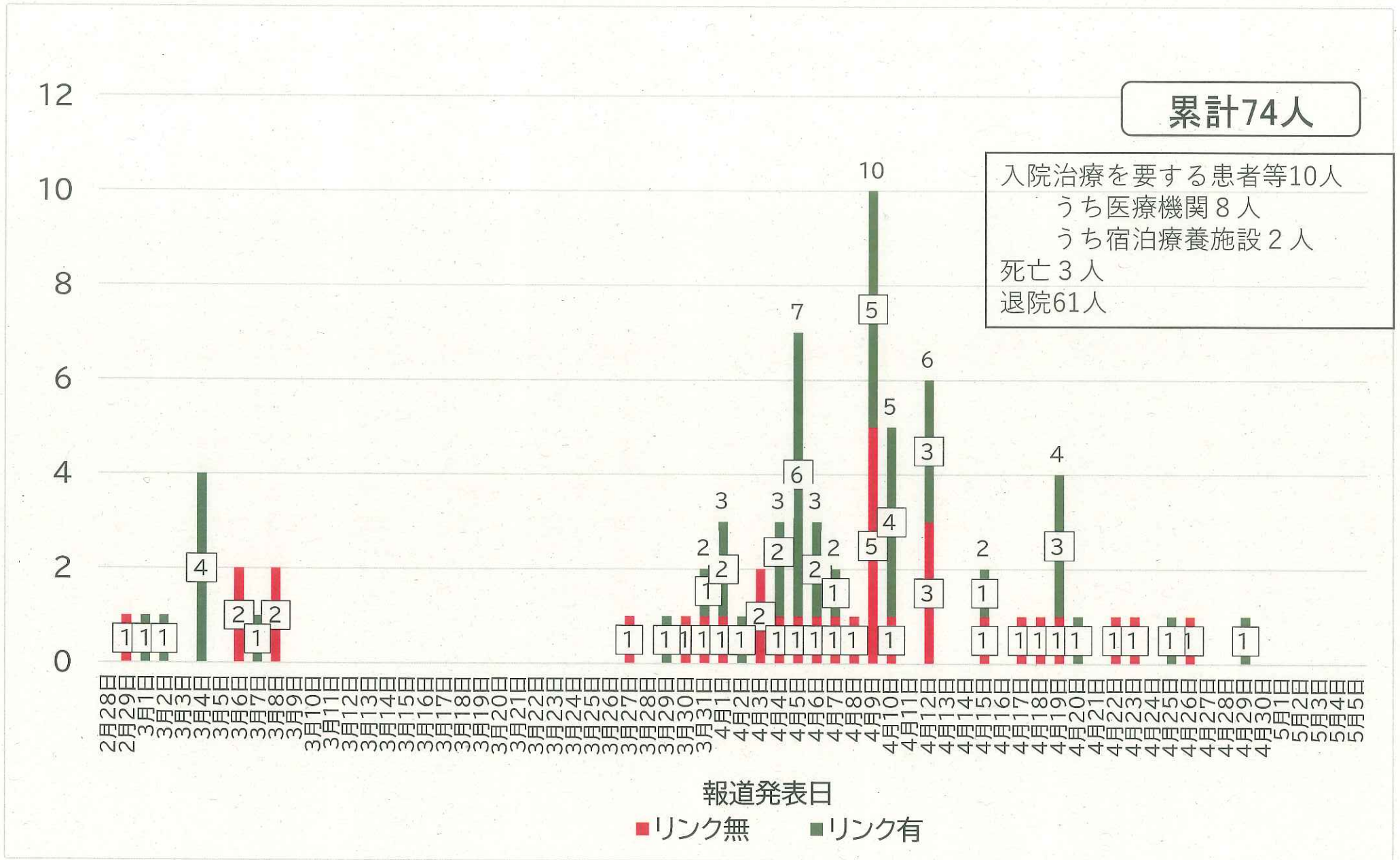
2 場 所 県庁本庁舎2階 第2応接室

3 議 題

- (1) 県内の感染状況について(健康政策部)
- (2) 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長について(危機管理部)
- (3) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について(危機管理部)
- (4) 高知県感染症対策協議会長からの提言
- (5) 今後の対応方針について(危機管理部)
- (6) 各部の報告事項について(関係部のみ)
- (7) 知事からの指示事項(知事)

新型コロナウイルス感染者数の推移（日毎） （5月5日14時時点）

(人)



新型コロナウイルス感染症の 最近の患者発生状況

4/15～4/21 ⇒ 9名



0.4倍

4/22～4/28 ⇒ 4名



0.25倍

4/29～5/5 ⇒ 1名

県内発生事例の大まかな傾向と必要な対策

- ◆これまでに高知県内で判明した新型コロナウイルス感染症の患者（74名）について大まかな傾向を分析
- ◆各事例のキーワードから大まかな傾向を把握し、各々に対する対策を検証

大まかな傾向(キーワード)	必要な対策
職場(10件程度) ----- 家庭(20件程度)	<ul style="list-style-type: none"> • 手洗い・咳エチケットの徹底
感染経路不明(30件程度) ----- 会食・長時間の会話(5件未満)	<ul style="list-style-type: none"> • 3密(密閉・密集・密接)の回避 • 集会・イベントの中止、参加を避ける • 昼間を含む外出自粛(人同士の接触を減らす)
----- カラオケ・バー等(15件程度)	<ul style="list-style-type: none"> • 夜間の外出自粛(特に接待を伴う飲食等) • 家族以外との会食を避ける
----- 他県との往来(5件未満)	<ul style="list-style-type: none"> • 感染拡大地域との往来を控える

(注) 大まかな傾向(キーワード)については、必ずしもその場において感染が成立したことを確定するものではない。重複計上のため、合計は患者数と合致しない。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を 5 月 31 日まで延長し、令和 2 年 5 月 7 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月 16 日）から 5 月 31 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

R2.5.4 変更 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」のポイント

- 1 緊急事態宣言の対象区域について (方針 P3)
引き続き全都道府県を対象。
当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があるほか、地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じるおそれもあるため。
- 2 緊急事態措置を実施すべき期間
令和2年5月31日まで
- 3 「特定警戒都道府県」について (変更なし)
特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある13都道府県。
(東京、大阪、北海道、茨城、埼玉、千葉、神奈川、石川、岐阜、愛知、京都、兵庫、福岡)
- 4 「それ以外の県」(特定都道府県：本県を含む34県)について (方針 P6)
「特定警戒都道府県」とは感染の状況等が異なることから、県下における感染の状況を踏まえつつ、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していく。
- 5 特定都道府県の緊急事態措置について
(1) 外出の自粛 (方針 P13②)
 - ・ 法第24条第9項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。
 - ・ 現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。
 - ・ 現にクラスターが多数発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促す。
 - ・ これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」(別紙参照)の徹底を住民に求めている。
(2) 催物(イベント等)の開催制限 (方針 P14の2)
 - ・ クラスターが発生するおそれがある催物(イベント等)や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等を行う。
 - ・ 全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。
 - ・ 感染防止策を講じた上での「比較的少人数のイベント等」(参加人数が最大でも50人程度)については、リスクの態様に十分留意し、適切に対応する。

(3) 施設の使用制限等

(方針 P15②)

- 施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行う。

【現にクラスターが多数発生、または「三つの密」のある施設】

地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。

【クラスターの発生が見られない施設】

「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染対策の徹底等について、施設管理者に対して強く働きかけを行う。

- 特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求める。

(4) 職場への出勤等

(方針 P17②)

事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行う。

- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等の人との接触の低減
- 感染防止のための取組

（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）

- 「三つの密」を避ける行動の徹底
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者と、これらの業務を支援する事業者の業務の継続

【2017年】 第1問 国語の文章
「この文章は、ある作家の『小説』の一場面である。文中の人物の心理や行動の動機を、文中の記述を基に説明せよ。」

【2018年】 第1問 国語の文章
「この文章は、ある作家の『小説』の一場面である。文中の人物の心理や行動の動機を、文中の記述を基に説明せよ。」

【2019年】 第1問 国語の文章
「この文章は、ある作家の『小説』の一場面である。文中の人物の心理や行動の動機を、文中の記述を基に説明せよ。」

【2020年】 第1問 国語の文章
「この文章は、ある作家の『小説』の一場面である。文中の人物の心理や行動の動機を、文中の記述を基に説明せよ。」

【2021年】 第1問 国語の文章
「この文章は、ある作家の『小説』の一場面である。文中の人物の心理や行動の動機を、文中の記述を基に説明せよ。」

【2022年】 第1問 国語の文章
「この文章は、ある作家の『小説』の一場面である。文中の人物の心理や行動の動機を、文中の記述を基に説明せよ。」

【2023年】 第1問 国語の文章
「この文章は、ある作家の『小説』の一場面である。文中の人物の心理や行動の動機を、文中の記述を基に説明せよ。」

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であると認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせて実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えおそれがあること、

感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制も逼迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること
が、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉、千葉、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、令和2年4月16日現在において、上記7都府県と同程度にまん延が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染が拡大傾向に見られることなどから、人の移動を最小化する観点等より、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。

その後、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の一丸となった取組により、全国の実効再生産数は1を下回っており、新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が現れはじめている。一方で、全国の新規報告数は未だ200人程度の水準となっており、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られることから、当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があるほか、

地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じ
るおそれもある。このため、令和2年5月4日、法第32条第3項に基づ
き、引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、これらの区域におい
て緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長する。

なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、
期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これま
での課題に照らし合わせて、法に基づき各施策を用いて感染拡大を防ぐと
ともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業
者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出
の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避す
るとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラ
スタ対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、
これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不
要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底
的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、効果的なク
ラスタ対策による感染拡大の防止及び重症者をはじめとする感染者の治
療を十分に行うことができ、新規報告数を減少させ、ひいて
は重症者数を減少させることが可能である。新規報告数が、こうした水準
まで減少すれば、「三つの密」を徹底的に避ける、手洗いや人と人の距離の
確保を行うなどの基本的な感染対策を継続するという、感染拡大を予防す
る新しい生活様式が普及されることを前提としつつ、感染拡大の防止と社
会経済活動の維持の両立が持続的に可能となる。

なお、政府としては、緊急事態宣言を延長しても、引き続き、社会経済
活動への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」(都
市封鎖)のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる

状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者
を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていく
ため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準
拠となるべき統一指針を示すものである。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、
5月2日までに、合計46都道府県において合計14,677人の感染者、492
人の死亡者が確認されている。また、感染経路が特定できていない感染者
が61%(令和2年5月3日現在、5月1日までの状況)を占める状況とな
っている。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(以下「専門家会議」という。)の見解として、「市民の行動変容が成果を
上げ、全国的に新規感染者数は減少傾向にあることは確かである。しかし、
未だ、かなりの数の新規感染者数を認めており、現在の水準は、データが
明確に立ち上がりはじめた3月上旬やオオバーシュートの兆候を見せ始め
た3月中旬前後の新規感染者数の水準までは下回っていない状況である。」
「しばらくは、新規感染者数の減少傾向を維持させることを通じて、今後
の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続することの必要性が
示唆される」

などと指摘されている。

また、医療提供体制の面については、

「医療提供体制の拡充については、症状別の病床の役割分担を進めており、
重症者・中等症については対応可能な病床の確保を図るとともに、無症候
や軽症例についてはホテル等での受入れを進めるなど、懸命な努力が続け
られているが、特に特定警戒都道府県においては、依然として医療現場の
逼迫が続いている」

「新規感染者数が減少傾向に移行しても、平均的な在院期間は約2〜3週
間程度となっている。とりわけ、人工呼吸器を要するような重症患者につ

いては、在院期間が長期化し、その数が減少に転じにくい傾向がある。このため、入院患者による医療機関への負荷はしばらく継続することが見込まれ、医療現場の逼迫した状況は新規感染者の発生速度の鈍化と比較しても、緩やかにしか解消されないものと考えられる」などと指摘されている。

その上で、専門家会議の見解として、「地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じる恐れがあることから、当面、この枠組みは維持することが望ましい。」とされている。

海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に広がっているものの、海外からの輸入症例については、水際対策の強化の結果、現在は一定程度に収まっているが、引き続き、緊張感を持って対応していく必要がある。

都道府県別の動向としては、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については、累積患者数が100人を超え、ともに、感染経路が不明な感染者数が半数程度以上に及んでおり、また直近1週間の倍加時間が10日未満であったことから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県として、本対処方針において「特定警戒都道府県」と称して対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高いことや、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が丸となってまん延防止に取り組むためには、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取組が行われる必要があることなどから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた対策を促してきた。

その後の状況を見ると、未だ全国的に、相当数の新規報告数が確認され

ており、今後の急激な感染拡大を抑制できる程度にまで、新規感染者を減少させるための取組を継続する必要があることから、引き続き、現在の枠組みを維持し、全ての都道府県において緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。）として感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

ただし、特定警戒都道府県とそれ以外の特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）では、感染の状況等が異なることから、特定警戒都道府県においては、引き続き、これまでと同様の取組が必要である一方、それ以外の特定都道府県においては、県下における感染の状況を踏まえつつ、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととする。

また、現在は、全都道府県が緊急事態措置の対象とされているが、今後の対象地域の判断にあたっては、例えば、以下のように感染状況（疫学的状況）、医療提供体制（医療状況）等を踏まえて、総合的に判断していく。

①感染状況（疫学的状況）

- ・ 新規感染者数等の水準、近隣都道府県の感染状況など。

②医療提供体制

- ・ 医師が必要と認めるPCR等の検査。
- ・ 院内感染の制御。
- ・ 救急医療など、その他の一般医療への影響。
- ・ 新型コロナウイルス検査における感染疑い例への医療提供ないしフォローアップ体制。

医療機関の役割分担の明確化や患者受入先の調整機能。

重症・重篤例の診療体制。

病床の稼働状況やその動向を迅速に把握・共有できる体制。

軽症者等に対応する宿泊療養施設等の確保など、今後の患者の増大を見据え、重症者から軽症者まで病状に応じた迅速な対応を可能にする医療提供体制。

今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。

集団感染が生じた場の共通点を踏まえ、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

これまで、繁華街の接待を伴う飲食店、ライブハウス、スポーツジムにおいて感染者が確認されてきたが、現在では医療機関及び福祉施設等の集団感染が増加している状況であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。

世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報など

も踏まえ、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。

新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。

中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。

罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。

重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等の院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

また、日本における報告（令和2年4月30日公表）では、症例の大部分は20歳以上、重症化の割合は7.7%、致死率は2.5%であり、60歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。

日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた（第一波）一方で、その後欧米経

由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている(第二波)。

・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。

・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本の対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。

・ 現時点では、新型コロナウイルス感染症は不明な点が多い感染症である。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ② サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ④ 未だ全国の新規報告数は200人程度の水準となっていることや医療提供体制の負荷に対応する必要があるものの、新規報告数が減少傾向に転じていること等に鑑み、まん延防止策を講じるにあたっては、以下の点に留意しつつ、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に移行していくものとする。

・ 地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的

に社会経済の活動レベルを上げていくこと。

・ まん延の状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要があること。その際、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域のまん延状況に留意する必要があること。

・ 段階的に社会経済の活動レベルを上げるとしても、全ての住民、事業者において、後述するように感染拡大を予防する新しい生活様式を定着させる必要があること。また、仮に、再度、感染の拡大が認められた場合には、厳しい行動変容の要請を行う必要があること。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
- ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
- ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
- ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことへの呼びかけ。
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方をわかりやすく周知。
- ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことへの呼びかけ。
- ・ 「新しい生活様式」の在り方の周知。
- ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混み

や近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼吸が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。

- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応(不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止)の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワークワーキングサービス(SNS)等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。

⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーパーバイランス・情報収集

- ① 感染症法第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省及び特定都道府県、保健所設置市、特別区(以下「特定都道府県等」という。)は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の強化を図るとともに、地域の関係団体と連携して地域外来・検査センターの設置等を進める。また、特定都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間の検査機関等を活用する。
- ③ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システムを早急に構築する。また、本システムを活用し、都道府県別の陽性者数やPCR等検査の実施状況などの統計データの収集・分析を行い、より効果的・効率的な対策に活用していく。
- ④ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMOの保有・稼働状況等を迅速に把握するシステム(医療機関情報把握システム)を構築・運営し、医療提供状況を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。
- ⑤ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なスーパーバイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築にあたっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑥ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑦ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発を引き続き可及的速やかに

進める。

⑧ 都道府県は、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

(3) まん延防止

1) 外出の自粛（後述する職場への出勤を除く）

① 特定警戒都道府県は、引き続き、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、法第45条第1項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うものとする。その際、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。また、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

一方、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策の徹底は当然として、接触機会の8割低減を目指し、あらゆる機会を捉えて、専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促すとともに、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

このほか、現にクラスターが多数発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促すものとする。

一方で、これら以外の外出については、5月1日及び4日の専門家会

議の提言を踏まえ、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を住民に求めていくものとする。

その際、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、こうした新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

なお、仮に、再度、感染の拡大傾向が認められる地域については、必要に応じて、上記①と同様の行動制限を求めるとを検討する。

2) 催物（イベント等）の開催制限

特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めめる。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、リスクの態様に十分留意すること。

また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリやSNS等の技術を活用した催物参加者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

① 特定警戒都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。これらの場合における要請等に当たっては、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行うこととし、それ

に正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第2項に基づく要請、次いで同条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。

特定警戒都道府県は、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限等の要請、指示の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。

なお、施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域におけるまん延状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。また、屋外公園を閉鎖している場合にも、同様に対応していくことが考えられる。

また、特定警戒都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求めらるることとする。

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。その際、クラスター発生状況が一定程度、明らかになった中で、現にクラスターが多数発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。一方で、クラスターの発生が見られない施設について

は、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人の距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリやSNS等の技術を活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。

なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求めらる。

③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。

4) 職場への出勤等

① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもロケーション勤務等を強力に推進すること。
・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を引き続き強力に推進すること。

職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。

・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

・ 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。

・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。

・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

5) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」、及び5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」等において示した臨時休業の実施に係る考え方について

周知を行い、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。

6) 水際対策

① 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者の子エック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。

② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。

③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第29条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

7) クラスタ対策の強化

① 特定都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。

② 政府は、関係機関と協力して、クラスタ対策にあたる専門家の確保

及び育成を行う。

③ 厚生労働省及び特定都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆じが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

④ 政府及び特定都道府県等は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、特定都道府県等は、クラスターの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づき総合調整を行う。また、接触確認アプリや SNS 等の技術の活用も含め、効率的な感染対策や感染状況等の把握を行う仕組みを政府として早期に導入し、厚生労働省及び各保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。

8) その他共通的事項等

① 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき政府対策本部と密接に情報共有を行う。政府対策本部は、専門家の意見を聴きながら、必要に応じて、特定都道府県と総合調整を行う。

② 政府及び地方公共団体は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。

③ 地方公共団体は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民

に対し周知する。加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、住民に冷静な対応を促す。

④ 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。

⑤ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

(4) 医療等

① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と特定都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

・重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、入院治療が必要な無症状病原体保有者及び軽症患者(以下「軽症者等」という。)は、宿泊施設等での療養とすることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図ること。

特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症者等は宿泊療養を基本とする。そのため、特定都道府県は、ホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努めるとともに、国は、特定都道府県と密接に連携し、その取組を支援すること。

子育て等の家庭の事情により本人が自宅での療養を選択する場合等においては、自宅療養を行う。その際には、特定都道府県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

・特定都道府県は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部

門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。

病床の確保について、特定都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受け入れを踏まえて、必要な病床を確保すること。

また、医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、特定都道府県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について検討すること。厚生労働省は、その検討にあたって、必要な支援を行うこと。

特定都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関情報把握システムも活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行っておくこと。また、厚生労働省は、特定都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。

さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、特定都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受け入れ体制を確保すること。

② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と特定都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

・ 帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。

・ また、特定都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を实

施する機関（地域外来・検査センター）の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行うこと。

また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。

さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターでの医療提供の限度を超えおそれがあると判断する特定都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することが増えて感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

特定都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。

③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と特定都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

・ 特定都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者を受け入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。

・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進すること。

④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と特定都道府県等は、関係機関と

協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 特定都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進すること。
- ・ 厚生労働省は、特定都道府県が法第31条に基づく医療等の実施の要請等を行うにあたって、必要な支援を実施すること。

⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県等、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 政府及び特定都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関情報把握システムも活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。

- ・ 政府及び特定都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。

⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、
 - ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場合を徹底して避けるとともに、
 - ▶ 症状がなくても患者や利用者とはマスクを着用する、
 - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
 - ▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
 - ▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、

- ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

⑦ 特定都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防止策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

- また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査を受けさせるようにする。加えて、検査体制を踏まえ、手荷や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR等検査が実施できる体制をとる。

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。

- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。

小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。

関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。

関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。

ワクチンについて、関係省庁・関係機関と連携し、迅速に開発等を進め、できるだけ早期に実用化し、国民に供給することを旨指すこと。

法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑨ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

(5) 経済・雇用対策

政府は、令和2年度補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組むとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。引き続き、内外における事態の収束までの期間と並び、経済や国民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時宜を逸することなく臨機応変かつ果断に対応する。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮、社会課題への対応等

① 政府は、患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々々の人権に配慮した取組を行う。

② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。

③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。

④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。

⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第59条に基づく措置を講じる。

⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。

・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待。

・ 情報公開と人権との協調への配慮。

・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。

・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。

・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保。

⑦ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

2) 物資・資材等の供給

① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第54条に基づく緊急輸送の要請や法第55条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域に

において必要な配布を行う。

- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第26条第1項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗ウイルス薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産品の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 特定都道府県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策

本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が滞りなく行えるように対策を予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用を努める。
 - ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
 - ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
 - ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
 - ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
 - ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
 - ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。
- 5) 緊急事態宣言後の取組
- 政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策

の実施状況等を定期的に分析・評価を行う。その上で、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制の逼迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。
- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求めらる。

1. 医療体制の維持

・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。

・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。

・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業・食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需品供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需品の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシ-・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サブプライチエーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

令和2年5月5日

5月7日以降の新型コロナウイルス感染症対策について（吉川試案）

高知県感染症対策協議会会長
吉川 清志

1 現在の状況

- 高知県における新型コロナウイルス感染症の過去7日間（4月29日～5月5日）の新規発生患者数は1名で、その前の一週間（4月22日～28日）の0.25倍、さらにその前の一週間（4月15日～21日）は0.4倍と低下傾向をみている。
- このように本県の感染者数が一定の範囲内に収まっているのは、県民の皆さまが県からの自粛の呼びかけ（昼夜を問わない不要不急の外出自粛、家族以外との会食自粛など）に応じたことによるところが大きい。
- 一方、こうした外出自粛が長期間継続すると、県民の心身の健康、とりわけ高齢者の体力維持や子どもの発育に悪影響を及ぼすおそれがある。
- 今後は適切な感染予防策を講じたうえで、屋外における個人単位でのウォーキングや体操、家族単位での公園等の遊具使用はもちろん、一週間あたりの新規患者数が少数にとどまっている間は、一定の基準の設け県民が安心して「飲食」や「買い物」といった生活を営めるよう工夫することが重要である。

2 営業を行う店舗において必要な対応

- 現時点では、いかなる感染予防策が最も効果的であるかは明らかになっていないものの、本県での事例を振り返ると「マスクを着用せず近接した距離で面談した状況下（密接場面）」で感染が成立していることがほとんどと考えられる。
 - そこで県内の店舗においては、以下の①～④全ての感染対策を講じたうえで、営業を再開することは差し支えないと考える。特に①において来店者のマスク着用を必須とする趣旨は、来店者と従業員の健康を守る点にあるため、ぜひ県民の皆様にはご理解いただきたい。
 - ① 来店者全員^{（注1）}・従業員全員のマスク着用（布マスク等着用でも可）^{（注2）}
 - ② 来店者全員・従業員全員の手洗い又は手指消毒（店舗入口に消毒液を設置すること等）
 - ③ 従業員・来店者・客席間の距離を1メートル以上保つ（1メートル以上の距離を保てない場合は透明なビニール等で仕切るなどの工夫を行うこと）
 - ④ 可能な限りの換気と適時の室内消毒
- ^{（注1）} 飲食店等では来店者が飲食時にマスクを外すことになるので、飲食については（ア）店内にいる時間を1時間以内とすること、（イ）家族又は4人以下の小規模なグループでの会食に限定すること、（ウ）大きな声での会話をしないことの三要件全部を満たすようにすること。

(注2) マスクを着用するにあたっては耳の不自由な方が困らないよう筆談などの配慮すること。

- 県民が安心して「飲食」や「買い物」といった生活を営めるよう上記①～④の感染予防策を講じている店舗はそのことを示すポスター等を掲示することが望ましい。

3 今後の方向性

- 基本的な感染予防の徹底（咳エチケットや手洗い）、3密の回避、不要不急の他県との往来自粛、献杯・返杯の自粛については継続して取り組むこと。また、発熱や咳等普段と異なる症状がある場合は、速やかに出勤や登校等を取りやめること。
- 県民の皆様には5月連休を自宅で過ごしていただいたところであるが、ウイルスの潜伏期間が1～14日（平均5日程度）とされていることから、連休中の自粛による効果は5月第4週以降の新規患者の発生状況を踏まえ判断すべきである。
- このためイベント等（10名以上が集まるような地域の公民館活動や公的施設の利用等も含む。）の開催・参加自粛、県外の方に対する県内観光地などへの旅行・帰省の自粛については、当面継続し5月第4週以降の新規患者の発生状況を踏まえ判断すべきである。
- 学校や医療機関等については、それぞれの施設の特性や必要性を踏まえつつ、個別に判断すること。

高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等

5月6日に終了

- 1 昼夜を問わない不要不急の外出自粛
- 2 休業要請（接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウス）
- 3 営業時間短縮の協力要請（飲食店、旅館・ホテルの飲食提供）

要請解除

5月7日～31日まで

- 1 不要不急の他県との往来自粛（観光などによる県外からの来高を含む）
- 2 「夜間の繁華街の接待を伴う飲食店」、「カラオケボックス」、「ライブハウス」への出入り自粛
- 3 一定規模のイベント等の開催・参加の自粛
10人以上のイベント等自粛：5月20日まで 50人以上のイベント等自粛：5月31日まで
- 4 「新しい生活様式」の実践

その他の取り組み

県立施設

県立学校

- ・ 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の推進
- ・ 原則、5月11日から開館
- ・ 原則、5月25日から再開の方針

5月7日以降に営業を行う県内店舗へのお願い

- ◆ これまで感染防止対策にご協力いただき、深く感謝いたします。
- ◆ 県内の店舗において営業を行う際は、以下の①～④全ての感染対策を講じていただくようお願いいたします。（特に、①において来店者のマスク着用を必須とするのは、来店者と従業員の健康を守るためです。）

- ① 来店者全員 (注1) と従業員全員が マスクを着用 してください。 (注2)
(布マスク等着用でも可)
- ② 来店者全員・従業員全員が 手洗い又は手指消毒 を行ってください。
(店舗入口に消毒液を設置すること等)
- ③ 従業員・来店者・客席間の 距離を1メートル以上 保ってください。
(1メートル以上の距離を保てない場合は透明なビニール等で仕切るなどの工夫を行ってください。)
- ④ 可能な限りの 換気 と適時の 室内消毒 を行ってください。

(注1) 飲食時にマスクを外すことになる飲食店等については、以下の3要件を全て満たすようにしてください。

- (ア) 店内にいる時間を短時間にする
- (イ) 家族又は小規模なグループでの会食に限定すること
- (ウ) 大きな声での会話をしないこと

(注2) マスクを着用するにあたっては、耳の不自由な方が困らないよう、筆談などの配慮をお願いします。

「新しい生活様式」の実践例①

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

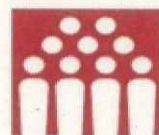
- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

「新しい生活様式」の実践例②

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定



高知県
Kochi Prefecture

新型コロナウイルス感染症 緊急対策

令和2年4月30日
高知県総務部財政課

新型コロナウイルス感染症緊急対策の全体像

ポイント

県民の皆さまの健康、生活を守ることを第一に考え、かつ経済へのダメージを最小限に食い止める観点から、第1弾、第2弾の緊急対策に引き続き必要な対策を追加措置

対策規模 約323億円 ※債務負担行為234億円を含む

(第2弾で計上した予算 40億円 (+283億円))

1 感染予防、感染拡大防止 約42億円

- 検査・医療体制の強化、感染拡大防止策の実施
- 感染拡大防止策の影響を受ける方々への支援

2 情報発信、相談体制の整備 約0.3億円

- 相談体制の整備
- 県民への情報発信等
- 寄附金の受け入れ

3 経済影響対策 約276億円

(1) 雇用の維持と事業の継続

- 休業者等への支援
- 雇用の維持と事業の継続

(2) 経済活動の回復

- 生産者への支援、県産品の販路確保等
- 観光需要の早期回復

4 危機事象への備え (予備費) 約5億円

注) 金額は令和2年4月30日時点。今後、国等の状況を見てさらなる追加措置もありうる

第1弾	令和元年度予備費等に対応	
第2弾	I. 令和2年2月議会 追加提案	約40億円 (うち債務負担行為 33億円)
新 第3弾	II. 補正予算 (4月22日専決処分)	約40億円 (うち債務負担行為 35億円)
	III. 補正予算 (4月30日専決処分)	約101億円 (うち債務負担行為 52億円)
	IV. 5月補正予算等 (要求ベース) ※今後、予算編成の過程で金額は変更予定	約142億円 (うち債務負担行為 114億円)

対策規模 約323億円

(うち債務負担行為 234億円)

1 感染予防、感染拡大防止

新 拡 ※第2弾(3/13)以降の措置

総額 約42億円

県民の皆さまの安全安心を第一に考え、必要な対策を迅速かつ的確に実施！

検査・医療体制の強化、感染拡大防止策の実施

- 検査体制の強化 **拡** 専決
→PCR装置等の追加設置により検査体制をさらに強化
- 医療提供体制の充実 **拡** 専決
→空床の補償による入院患者の受入れ病床の確保、医療機関に対する个人防护具や人工呼吸器等の医療器材の整備を支援
- 軽症者等宿泊療養施設の確保 **新** 専決
→軽症者等の宿泊療養施設を確保するため、民間宿泊施設を借り上げ
- 情報通信機器を用いた健康観察対象者のフォローアップ **新** 専決
→健康観察対象者の健康状態（体温・呼吸状態など）を情報通信システムを用いて把握
- 県立病院における医療従事者の特殊勤務手当の特例の創設 **新**

等

感染拡大防止策の影響を受ける方々への支援

- 休業等要請に協力いただいた事業者に対する協力金の創設 **新** 専決
→感染症拡大防止のため、休業等要請に協力いただいた飲食店等を運営する事業者に対して協力金を支給
- 児童生徒の居場所の確保 **拡** 専決
→小学校の臨時休校中の子どもの居場所確保のため、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設時間を延長
- 障害児の受け皿の確保 **拡** 専決
→特別支援学校等の臨時休校に伴う、放課後等デイサービスの利用児増加に係る費用を市町村へ補助

等

2 情報発信、相談体制の整備

総額 約0.3億円

各種相談窓口の開設や情報発信により、県民の皆さまの不安や疑問に対応できる体制を整備！

相談体制の整備

- 発熱、咳など体の健康、予防、医療機関の受診等について相談したい方
- 新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族等（心のケア相談窓口）
- 休業等要請協力金の申請手続について相談したい方 新

新型コロナウイルス健康相談センター
TEL : 088-823-9300
FAX : 088-873-9941

高知県立精神保健福祉センター
TEL : 088-821-4966

協力金申請手続相談センター
(コールセンター)
TEL : 088-823-9063

- 中小企業者の方
(事業資金等の相談など)

経営相談窓口
TEL : 088-823-9697
FAX : 088-823-9138

- その他の内容について相談したい方

新型コロナウイルス問い合わせ窓口
TEL : 088-823-9024
FAX : 088-823-9253

【受付時間】
9時～17時
※受付期間中は、土日、祝日も
ご相談をお受けします

【申請受付期間】
5/1～6/15

県民への情報発信等

- 県民及び事業者への支援制度の周知
→生活福祉資金貸付や制度融資等、**県民や事業者**
が活用できる支援制度を周知

等

各種情報は県HP内の特設ページにて随時更新しています。
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111301/info-COVIT-19.html>

県特設ページはこちらから→



寄附金の受け入れ

新

- 「新型コロナウイルス感染症対策助け合い寄附金」の創設
→新型コロナウイルス感染予防対策や経済影響対策等に
活用するための寄附金の受付窓口を設置

【受付及び問い合わせ窓口】

高知県会計管理課（資金・国費担当）

TEL : 088-823-9093 FAX : 088-823-9771

E-mail : 180101@ken.pref.kochi.lg.jp

3 経済影響対策 (1)雇用の維持と事業の継続

本県経済への影響の緩和を図るため、国の補正予算などを最大限活用し、雇用の維持や事業活動の継続に向けた支援を実施！

休業者等への支援

- 生活福祉資金貸付制度の拡充 **拡** 専決
→休業等に伴う収入の減少により一時的な生活資金が必要な方等に対し、緊急の貸付を実施
- 住居確保給付金による支援の拡充 **拡** 専決
→休業等に伴う収入の減少により住居を失うおそれがある方に対し、住居確保給付金による支援を実施
- 県立大学及び工科大学の授業料の納期限を延長、授業料の減免措置等の支援策を周知 **新** 等

雇用の維持と事業の継続

- 売上げが落ち込む事業者向けに、保証料・利子補給を行う融資制度を拡充
→県の新型コロナウイルス感染症対策融資及び利子補給制度の融資枠の拡充 **拡** 専決
→売上高等の減少による資金繰り悪化に対応するため、国の制度を活用した実質無利子の融資制度を創設 **新** 専決
→大口の資金需要に対応した融資制度の創設 **新** 5月補正等
- 公共交通機関に対する支援 **新** 5月補正等
→地域の移動手段確保のため、路線バスの運行費用等への追加補助を実施
- 農林業事業者に対する支援 **新** **拡** 5月補正等
→肉用牛肥育経営者における子牛の導入に対して支援
→県営林における森林整備事業の前倒しによる実施等により、林業事業者の事業量を確保 等

3 経済影響対策 (2) 経済活動の回復

総額 約23億円

落ち込んだ本県経済のV字回復に向けて、県産品の消費喚起や事態収束を見据えた支援を実施！

生産者への支援、県産品の販路確保等

- 県産品の販売促進・消費喚起 **新** 5月補正等
→ イベントの中止や外食需要の減少により需要が減退している県産品の販売促進・消費喚起のための取組みを実施
- 輸出拡大に向けた施設整備補助 **拡** 5月補正等
→ 輸出先国の市場変化に対応するために必要な製造加工施設等の新設及び改修、機器の整備等に係る取組みを支援 等

観光需要の早期回復

- 観光需要喚起に向けた取組みの準備の推進 **新** 5月補正等
→ 新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ観光需要回復のため、国の施策と連動した観光消費の拡大につながる取組みについて、事態収束後に速やかに展開できるよう準備を推進 等

4 危機事象への備え

総額 約5億円

予備費（5億円）を活用し、感染拡大により新たに生じた事象等に機動的に対応！

<これまでの主な使途>

- ウイルス検査機器の購入
→ PCR装置や核酸自動精製装置の購入
- 医療機関や社会福祉施設等へのマスク及び消毒液等の供給
- 軽症者等宿泊療養施設の体制整備
→ 宿泊施設「やまもも」を軽症者等の宿泊療養施設として活用
- 県職員の在宅勤務の環境整備
→ 県職員のテレワークに必要となる機器の整備等を実施

事業者に対する支援策について

4月未までの対策

新型コロナウイルス感染症対策融資及び利子補給制度の創設

信用保証協会に支払う保証料を原則ゼロにする融資制度や金利負担を最大4年間実質ゼロにする利子補給制度の創設により、売上高等が減少している県内事業者の資金調達に対する支援を大幅に強化(3/13~4/22)

★320億円の融資枠に対し約795億円の申込みがあり、2回にわたる予算枠増額(専決)により当面の資金需要に対応
⇒これにより、総額約116億円(うち債務負担行為約110億円)を予算計上し、事業者に対する補給財源を確保!

新型コロナウイルス感染症対策短期融資制度および利子補給制度の創設

「全国統一制度(※下記参照)」が新たに創設されるまでの間、事業者の資金需要に切れ目なく対応するため、短期(償還期間1月)のつなぎ資金を融資する制度を創設(4/23~4/30)

5月以降の対策

さらに事業者支援を強化!

高知県休業等要請協力金

「高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等」に基づき、休業や営業時間の短縮要請に協力いただいた事業者に対し、高知県独自の協力金を支給

(5月1日申請受付開始)

さらに

新型コロナウイルス感染症対応資金(※全国統一制度)

国により新たに創設される全国統一の融資制度(都道府県の制度融資を活用した民間金融機関による3年間実質無利子・無担保・据置期間最大5年の融資)を活用し、事業者の資金調達を支援

(5月1日開始予定)

新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資(仮称)

全国統一制度や日本政策金融公庫等による資金繰り支援を活用してもなお、不足する資金需要に対応するため、民間金融機関と協調した特別融資制度を創設

※対象者は多数の従業員の雇用維持に必要な資金需要のある事業者を想定

高知県休業等要請協力金の概要

- 「高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等」に基づき、
4月24日から5月6日までの間、下記 I ①②の施設を運営する事業者は、休業や営業時間の短縮を要請
⇒ 協力をいただいた事業者に対し、市町村との連携により高知県独自の協力金を支給

I 事業者への休業要請・営業時間短縮の要請

要請期間：4月24日～5月6日（対象地域：県内全域）

① 休業要請の対象となる施設

① 接待を伴う飲食店

例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等 (※)
(※) 風営法第2条第1項第1号に該当するものに限る

② カラオケボックス、ライブハウス

(施設内で大声を発するなど、飛沫感染の恐れが高い施設)

② 営業時間短縮*の要請の対象となる施設

*午後8時～翌午前5時は休業
(併せて、午後7時以降の酒類の提供を休止)

① 飲食店

例) 料理店、居酒屋など (宅配・テイクアウトは除く)

② 旅館、ホテル (施設内の宴会場など飲食提供の場に限る)

II 高知県休業等要請協力金

1. 支給対象事業者及び支給額

左記の①②の施設を運営する事業者のうち、

要請期間中（令和2年4月24日から5月6日まで）に、
休業等に協力をいただいた事業者

1事業者当たり30万円 (県20万円、市町村10万円)

※事業者からの申請に基づき、県が支給

※市町村によっては、別途協力金等が支給される場合がある

2. 予算額

15億円 (県10億円、市町村5億円)

※県分は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用

3. 支給スケジュール

① 4/30 協力金申請要項等の公表

② 5/1 申請受付開始

③ 5月中旬～ 協力金の支給開始

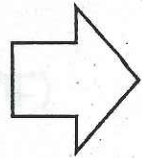
④ 6/15 申請受付終了

高知県休業等要請協力金 申請の流れ

1. 申請書類を入手

いずれかご都合の良い方法で入手してください。

- 県庁ホームページから
印刷またはダウンロード
- 県庁本庁舎1階ロビーで受け取る
- 県税事務所で受け取る
(中央西県税事務所を除く)
- 各市町村役場で受け取る



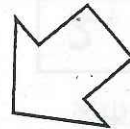
2. 申請書類の作成

【記入する書類】

- 申請書
- 誓約書 (自署
をお願いします。)

【添付する書類】 (すべて写しで可)

- 営業活動を行っていることが分かる書類
- 営業に必要な許可等を取得していることが
分かる書類
- 本人 (法人の場合は法人代表者) 確認書類
- 休業等の状況が分かる書類
- 振込先口座と口座名義が分かる通帳等



3. 申請書類の提出 ※持参による申請は受付けておりません。

① 郵送

【注意事項】

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。
送料は申請者側でご負担をお願いします。

【送付先】

〒780-8570 高知県庁
「高知県休業等要請協力金 申請受付係」行

② オンライン

現在準備中です。後日県庁ホームページでお知らせします。

【申請受付期間】

5月1日 (金) ~ 6月15日 (月)
※6月15日の消印有効です。

審査

4. 入金

5月中旬以降、口座に振込予定

※審査の結果、不支給となる場合があります。

お問い合わせ先

※お住まいの市町村ではなく、
こちらにお問い合わせください。

高知県 協力金申請手続相談センター
(コールセンター)

TEL : 088-823-9063

受付時間 : 午前9時から午後5時まで
(土日、祝日含む。)

令和2年4月22日専決予算の概要

専決予算額 524百万円
【債務負担行為】3,516百万円

(1) 歳入 (単位 百万円)

区分	令和2年度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	316,655		316,655	307,821	2.9
県 税	67,169		67,169	66,930	0.4
地方消費税清算金	32,531		32,531	27,838	16.9
地方譲与税	15,029		15,029	14,183	6.0
地方交付税等(A+イ)	188,708		188,708	185,729	1.6
(うち地方交付税)ア	(174,918)		(174,918)	(171,027)	(2.3)
(うち臨時財政対策債)イ	(13,790)		(13,790)	(14,702)	(△6.2)
財調基金取崩ウ	2,523		2,523	2,332	8.2
その他	10,695		10,695	10,809	△1.1
(2) 特定財源	147,111	524	147,635	153,525	△3.8
国庫支出金	68,901	303	69,204	69,699	△0.7
県 債工	50,431		50,431	54,976	△8.3
(うち行政改革推進債・ 退職手当債)オ	(3,000)		(3,000)	(6,000)	(△50.0)
減価基金(ルール外分)等カ	4,122		4,122	6,661	△38.1
その他	23,657	221	23,878	22,189	7.6
総計(1)+(2)	463,766	524	464,290	461,346	0.6

県債計 (イ+イ:再掲)	64,221		64,221	69,678	△7.8
財源不足額 (ウ+カ:再掲)	9,645		9,645	14,993	△35.7

(2) 歳出 (単位 百万円)

区分	令和2年度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経常的経費	360,129	524	360,653	354,204	1.8
人件費	115,668		115,668	114,126	1.4
(うち退職手当を除く)	(103,846)		(103,846)	(102,331)	(1.5)
扶助費	12,321		12,321	12,303	0.1
公債費	65,232		65,232	65,856	△0.9
その他	166,908	524	167,432	161,919	3.4
(2) 投資的経費	103,637		103,637	107,143	△3.3
普通建設事業費	97,095		97,095	97,738	△0.7
補助事業費	66,354		66,354	65,414	1.4
単独事業費	30,740		30,740	32,325	△4.9
災害復旧事業費	6,542		6,542	9,405	△30.4
総計(1)+(2)	463,766	524	464,290	461,347	0.6

令和2年4月22日専決予算のポイント

- ① 3月追加提案補正で創設した県独自の融資制度「新型コロナウイルス感染症対策融資」について、制度創設時に予算計上した融資枠（保証料325億円（既存の融資枠を活用）、利子320億円）を大幅に上回る申込みがあり、**融資枠を拡大**
→保証料補給を行う融資枠+100億円、利子補給を行う融資枠+105億円

最大で425億円の融資枠を確保

- ② 5月から国により新たに創設される全国統一の融資制度（民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資・上限3千万円）を県内事業者が活用できるよう、**融資枠を確保**

→保証料補給及び利子補給を行う融資枠+175億円

- ③ ①の既存県制度を終了し、②の全国統一制度に切り替えるため、その間の空白期間が生じないよう短期のつなぎ融資制度を創設し、**融資枠を確保**

→保証料補給及び利子補給を行う融資枠+15億円（つなぎ期間の1か月間のみ）

<専決処分予算額の内訳>

(億円)

		融資枠	補給額	R2 現年	R2 債務
コロナ 保証料 補給	既計上	325	12.0	0.7	11.3
	所要額	425	32.1	3.2	28.9
	増額分	① 100	20.1	2.5	17.6
コロナ 利子補 給	既計上	320	29.1	0	29.1
	所要額	425	30.1	0	30.1
	増額分	① 105	1.0	0	1.0
全国統一制度		② 175	10.0	2.2	7.8
コロナ(短期)		③ 15	0.028	0.005 (保証料補給のみ)	0.023 (利子補給のみ)
既存制度枠※		250	9.3	0.6	8.7
合計			40.4	5.3	35.1

②の融資枠は保証料補給と利子補給 各175億円（補給額は利子補給のみ）

③の融資枠は保証料補給と利子補給 各15億円

※「新型コロナウイルス感染症対策融資」は既往融資制度の予算枠を活用していたため、既存制度の融資枠を確保するための専決もあわせて実施

令和2年4月30日専決予算の概要

専決予算額 4,952百万円
【債務負担行為】5,167百万円

(1) 歳入 (単位 百万円)

区分	令和2年度			前年度6月補正後	前年度6月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 一般財源	316,655	1,207	317,862	307,822	3.3
県 税	67,169		67,169	66,930	0.4
地方消費税清算金	32,531		32,531	27,838	16.9
地方譲与税	15,029		15,029	14,184	6.0
地方交付税等(ア+イ)	188,708		188,708	185,729	1.6
(うち地方交付税) ア	(174,918)		(174,918)	(171,027)	(2.3)
(うち臨時財政対策債) イ	(13,790)		(13,790)	(14,702)	(△6.2)
財調基金取崩ウ	2,523	1,207	3,730	2,332	59.9
その他	10,695		10,695	10,809	△1.1
(2) 特定財源	147,635	3,745	151,380	153,525	△1.4
国庫支出金	69,204	3,108	72,312	69,699	3.7
県 債 工 才	50,431		50,431	54,976	△8.3
(うち行政改革推進債・退職手当債)	(3,000)		(3,000)	(6,000)	(△50.0)
減債基金(ルール外分)等カ	4,122		4,122	6,661	△38.1
その他	23,878	637	24,515	22,189	10.5
総計(1)+(2)	464,290	4,952	469,242	461,347	1.7

県債計(イ+イ:再掲)	64,221		64,221	69,678	△7.8
財源不足額(ウ+オ+カ:再掲)	9,645	1,207	10,852	14,993	△27.6

(2) 歳出 (単位 百万円)

区分	令和2年度			前年度6月補正後	前年度6月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 経常的経費	360,653	4,913	365,566	354,204	3.2
人 件 費	115,668	2	115,670	114,126	1.4
(うち退職手当を除く)	(103,846)		(103,846)	(102,331)	(1.5)
扶 助 費	12,321	150	12,471	12,303	1.4
公 債 費	65,232		65,232	65,856	△0.9
その他	167,432	4,761	172,193	161,919	6.3
(2) 投資的経費	103,637	39	103,676	107,143	△3.2
普通建設事業費	97,095	39	97,134	97,738	△0.6
補助事業費	66,354	26	66,380	65,414	1.5
単独事業費	30,740	13	30,753	32,325	△4.9
災害復旧事業費	6,542		6,542	9,405	△30.4
総計(1)+(2)	464,290	4,952	469,242	461,347	1.7

令和2年4月30日専決予算のポイント

- 新型コロナウイルス感染症の**感染予防・拡大防止**対策や経済的な影響を最小限に食い止め、**雇用の維持と事業の継続**を図るため必要となる事業等、緊急性の高いものを予算計上
- 財源には、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」など、**国の経済対策を積極的に活用**

1 感染予防、感染拡大防止 40.8億円

- 休業等要請協力金(15.0億円)
→感染症拡大防止のため要請に協力いただいた事業者に対し協力金を支給
- 療養施設運営委託料(5.9億円)
→民間宿泊施設を借り上げ、軽症者等の宿泊療養施設を運営
- 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金(5.9億円)
→病床確保など、緊急に必要な医療提供体制の整備等に対し補助
- 保健衛生用品等の県による一括購入(3.7億円)
→医療用マスク等を県が一括購入し、帰国者・接触外来を設けた医療機関へ配布 等

2 情報発信、相談体制の整備 0.3億円

- 新型コロナウイルス健康相談センター運営費(0.2億円)
→相談センターの運営に必要な経費を増額 等

3 経済影響対策 (1)雇用の維持と事業の継続 8.4億円

- 生活福祉資金貸付事業費補助金(4.8億円)
→収入の減少により一時的な生活資金が必要な方等に対し、緊急の貸付を実施
- 中小企業に対する資金繰り支援(2.5億円)※債務負担51.7億円
→資金繰りのための融資枠を更に拡大
- 介護福祉機器等導入支援事業費補助金(1.1億円)
→社会福祉施設等に対し介護ロボット等の導入経費を補助 等

新型コロナウイルス感染症 経済影響への主な支援策

令和2年4月30日時点

区分		制度名	概要	支援額	連絡先	
生活支援	貸付	生活福祉資金貸付制度 (特例措置)	緊急小口資金	収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対して貸付	20万円以内 (学校休業等の特例)	お住まいの市町村の 社会福祉協議会へ お問い合わせください
			総合支援資金	失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯に対して貸付	60万円以内 (20万円/月以内×3月以内)	
	給付	特別定額給付金	基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者に対して給付金を支給	給付対象者1人につき 10万円	お住まいの市町村へ お問い合わせください	
事業支援	貸付	特別貸付 特別利子補給	売上が急減した中小企業者等に対して、日本政策金融公庫等が3年間実質無利子の貸付	借入後当初3年間 (据置5年以内) 国民事業：最大3千万円 中小事業：最大1億円	日本政策金融公庫 高知支店 ●国民事業(小規模事業者) 電話：088-822-3191 ●中小事業(中小企業) 電話：088-875-0281	
		● 県 制度融資	事業者が信用保証協会へ支払う保証料及び金融機関へ支払う利息を実質ゼロとする貸付	借入後当初3年以内 最大3千万円	お近くの金融機関へ お問い合わせください	
	給付	雇用調整助成金	雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成緊急対応期間中(4/1~6/30)は助成内容や対象を大幅に拡充	1人1日あたり最大8,330円	お近くのハローワークへ お問い合わせください	
		● 県 持続化給付金	高知県休業等要請協力金	休業や営業時間の短縮を要請する期間中(4/24~5/6)、休業等にご協力いただいた飲食店等を運営する事業者に対して協力金を支給	1事業者30万円	経済産業省 中小企業 金融・給付金相談窓口 電話：0570-783183 高知県協力金 申請手続相談センター (コールセンター) 電話：088-823-9063

ポイント

県民や県内事業者等を守り抜くため、全国一律で対応すべき事項や本県の実情を踏まえた必要な対策について、全国知事会とも連携し関係省庁等に対して提言を実施

主な提言内容

感染拡大防止

○マスク、消毒液等の衛生用品の安定的な供給等

○医療提供体制の整備に対する支援

- 感染の防止や医療提供に必要となる医療物資の不足により、医療崩壊が起こらないよう、引き続き医療物資の調達・供給を進めるとともに、技術的、人的な支援を含め、医療機関が安心して医療を提供できる体制を進めること
- 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の増額など、地域が必要とする医療提供体制を整備するための十分な財政措置を講じること

経済影響対策

○感染拡大により影響を受けた事業者への支援

- 「民間金融機関を通じた資金繰り支援」について、大口の資金需要にも対応できるよう、融資上限額の引き上げを行うとともに、国制度に先駆けて実施した本県制度融資に要した費用を措置すること
- 「持続化給付金」について、売上げ要件など支給要件の緩和を図るとともに、複数回支給するなど大きな影響を受けた事業者にとって十分な支援となるよう改善を図ること
- 甚大な影響を受けている宿泊業、旅行業、飲食業、運輸業などに対して抜本的な経営支援策を講じること
- 事業者の家賃負担を軽減する支援制度を早急に講じること

○休業や失業により世帯収入が減少した家庭への支援

- 生活福祉資金貸付制度における償還免除に関する要件緩和、据置期間の延長など、更なる措置を講じること

○「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の拡充等

- 臨時交付金の総額の大幅な拡充を行うこと。また、後年度負担が生じる施策にも活用可能となるよう、基金への積立を認めるとともに、交付額の算定にあたっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策が実施できるよう配慮すること

1 感染予防、感染拡大防止

下線は3/31時点からの変更箇所

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	①新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (2/13～) → 特措法に基づく対策本部に移行 (3/26～) → <u>特措法に基づく外出自粛、休業要請 (5/6まで)</u> → <u>特措法によらない営業時間短縮 (5/6まで)</u>	危機管理部
	②国の「クラスター対策班」の受け入れ (3/3～3/12)	健康政策部
	③ウイルス検査体制の強化 → PCR装置1台 (3/4～)、核酸自動精製装置2台 (3/10～) を追加設置	
	④PCR検査の実施に要する検査試薬、個人防護具等の確保	
	⑤感染症指定医療機関における患者の受け入れ病床の拡充 → 11床→23床程度へ拡大 (3/13)	
	⑥感染症指定医療機関以外における入院患者受入の拡充 (7病院54床 (4/27時点))	
	⑦帰国者・接触者外来等の拡充 (4病院→24病院 (4/27時点))	
	⑧感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来及びその他医療関係機関へのマスクの供給 → 約67万枚配布済み (4/27時点。今後の追加分は順次配布)	
	⑨帰国者・接触者外来受診、入院医療に係る費用を公費により負担 (2/13～)	
	⑩帰国者・接触者外来の設備整備支援 → 簡易ベッド、個人防護服など	
	新 ⑪宿泊施設「やまもも」を軽症者等の宿泊療養施設として活用 (4/13～)	

下線は3/31時点からの変更箇所

1 感染予防、感染拡大防止 (続き)

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	⑫特別支援学校等の臨時休校に伴う障害児の受け皿の確保 → 放課後等デイサービス事業所の受入拡大・利用児増加にかかる費用を市町村等へ補助 (23市町村等)、 長期休暇支援事業の前倒し実施への支援 (1町)	地域福祉部
	⑬社会福祉施設等へのマスク及び消毒液の供給 (マスク: 約43万枚)	
	⑭幼稚園で使用する保健衛生用品の購入経費への支援 (31園) → 子ども用マスク、消毒液等 (※保育園・幼保連携型認定こども園については国から直接支援)	教育委員会
	⑮放課後児童クラブ等の活用による児童生徒の居場所の確保の要請	
	⑯放課後子ども教室の臨時開設に伴う財政的支援 (※放課後児童クラブについては国から直接支援)	
	⑰県立学校の臨時休校 (5/8まで) 及び市町村立学校への臨時休校検討の要請 ※5/22まで臨時休校延長の方針 (5/7までに正式決定)	
	新 ⑱家庭学習の支援のための授業動画 (小2~高3) を作成し、県教育センターのホームページで公開	
	新 ⑲特別支援学校へのマスク及び消毒液の供給 (2万枚)	
	⑳クルーズ船寄港時における受入態勢の強化 → サーモグラフィー、ゴーグル、マスク、体温計の配備	土木部
	㉑クルーズ船寄港時における感染拡大防止策のさらなる充実 → アルコール消毒液準備	

下線は3/31時点からの変更箇所

1 感染予防、感染拡大防止 (続き)

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	②県立施設の休館等 → 文化施設、オーテピア、のいち動物公園、牧野植物園など (5/6まで)	各部局
	新 ③工事現場等における感染予防や3密の回避・対策の徹底	
実施予定 又は 検討中	拡 ①入院患者の受け入れ病床の確保	健康政策部
	拡 ②入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺 (ECMO) 等の設備整備を支援	
	新 ③重症者に対応できる医師・看護師等の派遣費用や医師が感染した場合の代替医師確保費用を公費負担	
	新 ④休業した医療機関が再開するために必要となる消毒費用等を補助	
	新 ⑤軽症者等宿泊療養施設の確保	
	拡 ⑥ウイルス検査体制のさらなる強化 → PCR装置1台、核酸自動精製装置1台、遠心機2台等を追加設置	
	拡 ⑦帰国者・接触者外来の設備整備支援を拡充	
	拡 ⑧感染管理専門家による医療機関の実地支援を拡充	
新 ⑨情報通信機器を用いた健康観察対象者のフォローアップを実施		

下線は3/31時点からの変更箇所

1 感染予防、感染拡大防止（続き）

分類	主な内容	部局名
実施予定 又は 検討中	新 ⑩高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等における個室化等に要する経費を支援	地域福祉部
	新 ⑪高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等における感染拡大の防止のための消毒に必要な費用を補助	
	拡 ⑫障害者の在宅就労推進のため、障害者就労支援事業所におけるテレワークのシステム導入経費等を支援	
	新 ⑬在宅障害者等の地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制の強化	
	新 ⑭感染性廃棄物を始めとする産業廃棄物取扱事業者が使用するマスクの確保	林業振興・環境部
	新 ⑮学校給食再開に向けて学校給食調理業者が行う職員研修や設備等購入経費を支援	教育委員会
	新 ⑯県立病院における医療従事者の特殊勤務手当の特例の創設	公営企業局

下線は3/31時点からの変更箇所

2 情報発信、相談体制の整備

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	①新型コロナウイルス健康相談センターの設置 (2/4～) <u>(相談件数 12,850件 (4/26時点))</u>	健康政策部
	②新型コロナウイルス感染症ポータルサイト (県HP内の特設ページ) の開設 (2/25～)	総務部
	③新型コロナウイルス感染症対策本部における電話相談ダイヤルの設置 (3/3～) <u>(相談件数 1,999件 (4/24時点))</u>	危機管理部 総務部
	④感染者やご家族など関係者の心理的ケアを行う、「心のケア相談窓口」を開設 (3/10～)	地域福祉部
	新 ⑤在宅障害者について相談支援専門員等の専門職による個別訪問等の支援を実施	
	⑥各商工会議所等における経営相談窓口の設置 (1/29～)	商工労働部
	⑦中小企業の事業資金等に関する相談窓口の設置 (2/27～)	
	新 ⑧高知県休業等要請協力金に関する相談窓口の設置 (4/23～)	
	⑨農林水産事業者の業況悪化に対応する融資制度の周知	農業振興部 林業振興・環境部 水産振興部
	⑩感染児童の在籍校へのスクールカウンセラーの集中派遣	教育委員会
	⑪高知県警察新型コロナウイルス対策本部の設置 (3/2～) → 混乱に乗じた犯罪の予防及び取り締まり	警察本部
実施予定 又は 検討中	新 ①通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報及びICT化支援	地域福祉部
	新 ②遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化	

下線は3/31時点からの変更箇所

3 経済影響対策

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	①自立相談支援機関等における生活困窮者への相談支援	地域福祉部
	②休業等により収入が減少する方等への支援 → 生活福祉資金貸付の特例貸付(貸付実施2,213件、4億3,623万円(4/24時点))、母子父子寡婦福祉資金の貸付	
	新 ③県内外量販店への地産地消販売応援等の提案 → 売上げに大きな影響が出ている土産物や土佐酒を中心に、県内外量販店へ応援販売を提案	産業振興推進部
	新 ④県内飲食店のテイクアウト・デリバリー支援 → テイクアウトやデリバリーの紹介サイトを高知家のホームページ(4/23～)、SNSで情報発信	
	⑤県の制度融資による支援 → 経済変動対策融資、安心実現のための高知県緊急融資(令和元年度実行分100億円以上の融資枠を確保)(2/27～) → 新型コロナウイルス感染症対策融資制度(3/13～)及び新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度(3/24～)の創設 → 既存融資制度の要件緩和等(3/13～)	商工労働部
	⑥保証付き融資の保証対象企業の拡大等 → 旅行業に加え、宿泊業、飲食業等40業種を対象に追加(3/6) → 738業種に拡大(4/8～)	
	⑦国の資金繰り対策(第2弾) → 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」「特別利子補給制度」の創設、マル経融資の金利引き下げ、危機関連保証(100%保証)の初発動等	
	⑧国によるサプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓等への支援	
	⑨国による雇用調整助成金の特例措置の追加実施 → 休業時の雇用維持に対する助成	

3 経済影響対策（続き）

下線は3/31時点からの変更箇所

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	新 ⑩県工事の早期発注	各部局
実施予定 又は 検討中	拡 ①児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給	地域福祉部
	新 ②休業等に伴う収入減により住居を失うおそれが生じている方に対する住居確保給付金による支援を実施	
	新 ③事業を継続するための社会福祉施設等への介護職員等の派遣を支援	
	新 ④高齢者施設及び障害者施設に対する介護ロボット、ICT機器等の導入支援	
	新 ⑤県内事業者の県産品販売拡大の取組みを支援 → 展示商談会出展旅費やEC活用促進に対して補助を実施	産業振興推進部
	拡 ⑥事業者が実施する輸出拡大に向けた施設整備への支援	
	新 ⑦商店街振興組合等が実施する感染症対策やにぎわい創出等の取組みへの支援	商工労働部
	新 ⑧公共交通事業者への支援 → 地域の移動手段確保のため、路線バスの運行費用等への追加補助を実施	中山間振興・交通部
	新 ⑨観光客誘致のための大型イベントなどの実施・支援	観光振興部
	新 ⑩本県への宿泊客に対し、旅行代金の一部を助成	

下線は3/31時点からの変更箇所

3 経済影響対策（続き）

分類	主な内容	部局名
実施予定 又は 検討中	新 ⑪ イベントの中止や外食需要の減少により需要が減退している県産園芸品等の販売促進	農業振興部
	新 ⑫ 肉用牛肥育経営者に対する子牛導入に対して支援	
	新 ⑬ JAバンク高知による貸付けに対する利子補給の実施	
	拡 ⑭ 県営林における森林整備事業の前倒しによる実施等により、林業事業者の事業量を確保	林業振興・環境部
	新 ⑮ 原木在庫の一時保管場所確保への支援	
	新 ⑯ 需要が減少している養殖魚や高級魚を含む県産水産物の販売促進・消費拡大	水産振興部
	新 ⑰ 県立中学校及び県立特別支援学校における1人1台端末、出入力支援装置等の整備	教育委員会
	新 ⑱ 県立中・高・特別支援学校の遠隔学習機能の強化 → 遠隔学習を行うためのカメラ・マイク・スピーカー等の設置	
	新 ⑲ 緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備 → 県立中・特別支援学校に通学している生徒で、Wi-Fi環境が整っていない家庭にモバイルルータを貸与	

4 行政手続きや公共調達等の臨時的措置

下線は3/31時点からの変更箇所

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	拡 ①個人事業税の申告期限の延長（3/16→ <u>当面の間</u> ）	総務部
	新 ② <u>高圧ガス設備の保安検査、LPガス設備の点検調査等に係る期間の延長</u> （期間の末日が4/10~9/30の場合に限り4ヶ月延長）	危機管理部
	新 ③ <u>液化石油ガス設備士等に係る講習の受講期限の延長（最大1年）</u>	危機管理部
	④国民健康保険、後期高齢者医療制度等の資格取得の届出等が遅延する場合の弾力的な対応	健康政策部
	拡 ⑤国民健康保険料等の徴収猶予・減免に関する弾力的な運用	健康政策部
	拡 ⑥ <u>第一号介護保険料減免に関する弾力的な運用</u>	地域福祉部
	⑦障害支援区分、要介護認定・要支援認定の認定期間の延長（最大12ヶ月）	地域福祉部
	⑧放課後等デイサービス事業の提供時間等が変更になった際の届出の弾力的な対応（事後も可）	地域福祉部
	⑨児童扶養手当や特別児童扶養手当等の認定請求等が遅延する場合の弾力的な対応	地域福祉部
	新 ⑩ <u>県立大学及び工科大学の授業料の納期限を延長、授業料の減免措置等の支援策を周知</u>	文化スポーツ部
	⑪特定非営利活動法人の事業報告書等の提出が遅延する場合の弾力的な対応	文化スポーツ部

4 行政手続きや公共調達等の臨時的措置 (続き)

下線は3/31時点からの変更箇所

分類	主な内容	部局名
実施済 又は 実施中	新 ⑫産業廃棄物処理業等の更新手続きに関する弾力的な対応(講習会の受講修了証の事後提出も可)	林業振興・環境部
	新 ⑬水産用ワクチン接種作業への従事に関する弾力的な対応 (講習会未受講者も条件付きで従事を可能に)	水産振興部
	⑭県発注の工事現場を閉所又は建設工事を一時中止する場合等に関して受注者の責によらないこととする取扱いの実施	各部局
	⑮県発注の工事における監理技術者等の配置に関する弾力的な運用 (短期間の離任や途中交代等)	土木部
	⑯建築士の定期講習を受講できなかった場合における弾力的な対応	
	拡 ⑰運転免許証の更新手続きが困難な方への弾力的な対応 (有効期間の末日が3/13～7/31の方に限り3ヶ月延長)	警察本部
	新 ⑱仮運転免許証の有効期間や運転免許試験における技能試験免除期間の延長 (当該期間が4/7～5/6の間を含む場合に限り30日間延長)	
	新 ⑲自動車教習の受講期間の延長 (休校又はやむを得ず中断した期間)	
	⑳銃砲刀剣類の一斉検査の実施期間の延長 (4/1～5/8→12/31)	

各県立学校長 様

高知県教育長

県立学校における臨時休業期間の延長等について(通知)

県教育委員会では令和2年4月17日付け2高高学第254号により通知したとおり、知事からの要請に基づき全ての県立学校を5月6日(水)まで全面休業としているところですが、この度、5月8日(金)まで休業を延長することとし、5月11日(月)以降の取扱いを「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」として下記のとおりまとめたので、通知します。

県立学校の再開等については、「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」に基づき、連休中の国の動向や県内における感染者の確認状況を見据えながら検討することとしております。そのため、今後、一定の期間において、各校が所在する福祉保健所管内の感染者の確認状況をもとに対応と方向性を示していく予定としております。

なお、5月11日(月)以降の最終的な学校の対応につきましては、5月7日(木)までに改めて通知します。

記

1 臨時休業期間を5月8日(金)まで延長する

(1) 5月7日(木)～8日(金)の2日間に登校日を設定

＜県立中学校・高等学校＞

5月7日・8日においては、登校日(分散登校等)を設定し、5月11日以降の学校の対応、生徒の健康状態の確認や学習状況の確認、課題の提出・新たに休業を延長した場合の課題の提示等の準備を行う。

＜県立特別支援学校＞

5月7日・8日においては、登校可能な児童生徒等については登校できる日を設定し児童生徒等の健康状態を確認し5月11日以降の学校の対応を周知するとともに、登校が難しい児童生徒等については、5月11日以降の学校の対応を連絡し、児童生徒等の健康状態の確認を行う。

(2) 5月11日(月)～22日(金)についての考え方

＜県立中学校・高等学校・特別支援学校＞

○本県における感染者の確認が4月30日(木)直近1週間程度の状況で推移していることを前提とし、5月6日(水)までの緊急事態宣言に伴う効果を一定見極める必要があることから、国の緊急事態宣言の継続・解除にかかわらず、5/11～5/22の2週間の間、臨時休業期間とする。

なお、5/11以降の休業期間中であっても、別記「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」の区分Ⅲ、Ⅳの場合は、校長の申し出によって協議を行い、休業を解除することができることとする。

(別記「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」を参照)

○5月7日(木)までには正式な通知を发出する。

2 5月25日(月)以降における学校再開の考え方

＜県立中学校・高等学校・特別支援学校＞

○本県における感染者の確認が4月30日(木)直近1週間程度の状況で推移していることを前提とし、5月25日(月)以降は、学校再開とする。ただし、本県の感染状況が厳しい場合はこの限りではない。

○学校再開以降、感染者が確認された場合は、国の専門家会議で示された「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」を適用する。

○5月20日(水)頃には正式に決定し、通知を发出する。

3 部活動等について

○5月24日(日)までは、引き続き部活動や正課外の学習活動は禁止とする。

○5月25日(月)以降、学校を再開する場合は、部活動等も再開とする。ただし、生徒同士が接触して行う格闘技(柔道、剣道、レスリング、相撲等)については禁止とし、緩和等についての検討を継続する。

○部活動の再開については、令和2年3月24日付け事務連絡「県立学校における新型コロナウイルス感染症にかかる部活動等の再開について」の対応を行い、特に以下のことに注意すること。

- ・生徒が密集する活動
- ・生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動
- ・向かい合って発声したりする活動

○運動部活動の再開にあたっては、すぐに激しい運動を行うのではなく、生徒の体調等も考慮した練習メニューを設定し活動時間を短縮するなど、工夫すること。

4 感染防止対策の徹底について

- ① 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ② 手洗い、うがい、咳エチケットの徹底
- ③ 集団感染のリスクへの対応として、「3密」の徹底的な回避、例えば、教室等のこまめな換気を実施する（可能であれば2方向の窓を開け換気を行うこと）

○文部科学省からの教育活動の再開等についての通知(令和2年3月24日付け元文科初第1780号)及び4月6日付け教育活動の再開等に関するQ&Aを参照

別記「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」

本県における感染者の確認が4月30日(木)直近1週間程度の状況で推移していることを前提とし、

- ① 県立中学校・高等学校においては、下表の5/6以前の直近1週間程度の基準期間の状況を福祉保健所管内における感染状況にあてはめ、各校の区分を確認し、該当する区分における5/11以降の対応の準備を行うこと。

なお、5/11以降の休業期間中であっても、区分Ⅲ、Ⅳの場合は、校長の申し出によって協議を行い、休業を解除することができることとする(その場合は部活動についても一部再開(格闘技等を除く)とする)。

- ② 特別支援学校においては、5月6日(水)までの休業を5月22日(金)まで延長し、5月11日(月)以降については、保護者による通学の過密防止への協力が可能で登校を希望する場合は学校で受け入れる対応を行い、5月25日(月)以降は、令和2年度の補正予算による、バス・ジャンボタクシーの増便等による通学の過密防止対策が可能となった学校から順次再開することとする。

5/6(水)以前の直近1週間の状況		5/11(月)以降の対応 (5/11~5/22まで臨時休業)	5/25(月)以降の対応
区分	福祉保健所管内感染者状況 (高知市管内は人口規模を踏まえ対応)	地域別(学校が所在する管内)対応	
I	基準期間において感染者が、日々連続して確認されている	・登校日等は設定しない*1	臨時休業:登校日等は設定しない*1 学 校 再 開 ・通常通り再開*5 ・部活動等は一部解除(格闘技等を除く) ※ 学校再開後に感染者が確認された場合、休業するかどうかの判断は、国の専門家会議で示された地域区分を基準にする。 ①感染拡大警戒地域(休業する) ②感染確認地域(休業にしない) ③感染未確認地域(休業にしない)
II	基準期間において感染者が、2日に1度程度の確認に収まっている	・登校日の設定(分散登校)する*2 ・臨時時間割*3 ・昼食(給食)を提供する場合は、概ね20名以下となるように工夫 ※自宅学習希望者への対応*4	
III	基準期間において感染者が、3日に1度程度の確認に収まっている	・通常の時間割(校時)での補習 ・昼食(給食)の提供可 ※自宅学習希望者への対応*4 ※校長の申し出によって協議を行い休業を解除	
IV	基準期間において感染者が確認されていない		

※ 県内広範囲で感染者が確認された場合や、1つの市町村において集中して確認された場合については別途協議する。

- *1...学習課題の提供やビデオ教材等による家庭学習支援を行う。
- *2...分散登校として、1クラス30名以上のクラスでは、学年・クラスなどを分けたり、曜日によって学年の登校日を変えたり、時差登下校等の工夫を行う。その際、クラスの生徒数が20名程度となるように工夫する。
- *3...臨時時間割では、午前中3時間、午後3時間のようなイメージで、分散登校の学年・クラスの入れ替えなど。
- *4...補習や授業で使用する教材やビデオ教材等を個別に提供するとともに、定期的な個別指導も行う。
- *5...合理的な理由で登校できない生徒に対して、授業で使用する教材やビデオ教材等を個別に提供するとともに、定期的な個別指導も行う。

【担当】
 高知県教育委員会事務局
 高等学校課 山中、岩河 (088-821-4907)
 特別支援教育課 濱口、吉井 (088-821-4741)
 保健体育課 小谷、中内 (088-821-4900)